井田病院大動脈バルーンパンピング装置（IABP）保守業務委託仕様書

1. 目　的

本件は、大動脈バルーンパンピング装置（IABP）の保守業務について、専門的な知識と技能を有する受託者に委託することにより、機器の適正な管理運営を推進し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に付与することを目的とする。

2. 委託期間

納入日から 84 か月間（ただし、納入日から 12 か月間の無償保証期間を含む。）

3. 履行場所

川崎市中原区井田 2 丁目 27 番地 1 （川崎市立井田病院）及び請負者工場ほか

4. 保守業務対象機器

大動脈バルーンパンピング装置（IABP）　　1 式

5. 保守内容

⑴定期点検

（ア）定期点検は年 1 回実施するものとし、装置が正常動作を行えるよう、点検、清掃及び調整を行うこと。点検方法は受注者の定める保守基準によるものとし、現地点検又は機器の引き上げ点検のいずれでも可とする。ただし、機器の引き上げを伴う場合は事前に発注者の承認を得るものとし、その実施に必要な運搬、搬出入、代替機の手配等を含めて本業務の範囲内で行うこと。

（イ）定期交換部品及び定期点検に要する部品費・技術料・出張費等は、すべて受託者の負担とする。

（ウ）業務日程は、協議のうえ川崎市が指示する日時に行うこと。

（エ）上記日時以外に作業を行う場合は、事前に川崎市と協議すること。

⑵故障時対応

機器が故障したときは、電話対応（２４時間・３６５日）により、速やかに必要な措置を講じ、修理その他の対応により機能を回復させること。なお、機器の引き上げ修理を要する場合は、事前に発注者へ承認を得たうえで実施すること。

⑶その他

ア　定期点検に必要な消耗品は、受注者負担とする。

イ　定期点検時に交換が必要と思われる部品があった際は、川崎市に報告し、指示に

従うものとする。

ウ　修繕に関わる定期交換部品を除く交換部品代金、出張費、技術料については、川崎市が負担する。

エ　点検又は故障時対応のため機器の引き上げを行う場合は、診療業務等に支障を生じさせないよう、同等以上の性能を有する代替機を手配し、代替機の搬出入、設置、設定、動作確認及び撤去を含む一切の対応を受注者の責任及び費用負担において行うものとする。

6.　書類の提出

受託者は、医療法施行規則等の関係法令に規定される医療機器保守業務を適正に行う能力のある者の基準を満たしていなければならない。また、当該条項に規定する業務案内書、標準作業書を備えていること、及び業務従事者に対する研修を実施していること。

7.　委託料の請求

受託者は、業務完了届の検査を受けた後、川崎市の指定する方法により請求するものとする。委託料の請求は年度毎とし、各年度の保守期間終了後に請求すること。
また、委託料請求時には、報告書を添付すること。

8.　感染防止対策

受託者は、業務を遂行する上で病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて保守点検作業を行うこと。また、万が一業務従事者が感染症等に感染した場合には、川崎市の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することがないように感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの処置にかかる費用については、受託者の負担とする。

9.　業務の引継ぎ

次期受託者が受託者と異なる場合は、次期受託者に必要な事項を契約期間内に引き継ぐこと。 なお、具体的な実施スケジュール及び引継ぎの詳細については、双方協議の上、決定する。

10.　サービスエンド

サービスエンドについて、契約開始日にその期日が分かっている場合は通知し、契約期間中に新たに判明したものについても判明した時点で即時川崎市へ通知すること。